

【マンション管理組合の皆様へ、重要なお知らせ】

マンション管理規約の見直しを！～民泊に関する法律が施行される前に～

県内のマンション管理組合の皆様

静岡県及び一般社団法人マンション管理士会から県内のマンション管理組合の皆様へ、重要なお知らせがあります。

平成29年6月に『住宅宿泊事業法（民泊新法）』が公布され、平成30年6月15日（金曜日）からマンションを含む住宅において、宿泊料を受けて人を宿泊させる、いわゆる「民泊」が可能となります。

民泊の届出等の準備行為は、平成30年3月15日（木曜日）より始まる予定です。

区分所有者のみなさんとのトラブルを未然に防ぐためには、**あらかじめマンション管理組合において民泊を許容するか否かを話し合い、その結果を管理規約に明文化することが望ましいとされていますので、速やかな対応**をお願いします。



国土交通省では、民泊の可否の規約を加えた『マンション標準管理規約』を公表していますので、そちらを参考にしてください。

⇒ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000052.html

このお知らせに関することや、マンションの管理に関する様々な御相談については、マンションの専門家からなる「一般社団法人静岡県マンション管理士会」で受け付けておりますので、お気軽に御相談ください。

⇒お問合せ先（一般社団法人静岡県マンション管理士会）

- ・東部支部連絡所（担当 真坂）電話番号：0557-33-1280 FAX 番号：0557-33-1281
- ・中部支部連絡所（担当 小泉）電話番号：054-272-4211 FAX 番号：054-272-4211
- ・西部支部連絡所（担当 永井）電話番号：053-472-1370 FAX 番号：053-533-3628

平成30年1月

静岡県暮らし・環境部住まいづくり課
一般社団法人静岡県マンション管理士会